

農営文化都市形成の提案 —中山間地域の維持と再生—

佐古井 貞行

名誉教授

The Proposal of Formation of Agri-Manage Culture City —Support and Renewal of Middle Area Village and Mount Area Village—

Sadayuki SAKOI

Professor Emeritus of Aichi University of Education, Kariya 448-8542, Japan

1. はじめに

日本の人口は2008年の1億2,808万人をピークに減り、13年には1億2,730万人になる。このうち65歳以上の高齢者が約4分の1を占める。

いまの合計特殊出生率は2012年で1.41。少子高齢化が止まらない場合、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると人口は48年に1億人を割り込み、60年には8,674万人に落ち込み、全体の人口が減る中で、65歳以上人口は約40%まで上昇する。

人口減は将来の社会保障制度や地域経済の維持に多大な困難をもたらす。

民間の日本創成会議（座長：増田寛也元総務相）は出産年齢の中心である20～39歳の女性が2040年までに半減し人口減が止まらなくなり、全国の市町村の約半数896自治体が消滅する可能性がある」と発表した。¹⁾

政府の経済財政諮問会議「選択する未来」委員会は30年までに出生率の水準を2.07に回復できれば60年代の人口は約1億人を維持できると提言するが実現に具体策はない。

ここでは課題の中でもとりわけ難易度が高い地方再生について考えてみたい。全国の約半分の自治体が消滅可能性といわれるなかで、農村地域、とりわけその中でも中山間地域²⁾といわれる農村は早々に消滅の危機に直面する地域であろう。

そこで中山間地域の維持と再生の一つの方策としてここでは農営文化都市の形成を提案する。

そのまえに1955年ごろから始まる高度経済成長の過程で農業部門と工業部門の農工間の不均等発展が都市、農村間に生み出した地域的不均等発展を日本の農村のこれまでおかれてきた状況に見ておこう。³⁾

まず農家人口の変化であるが、1955（昭和30）年に

3,635万人であったものが60年には3,441万人に、70年には2,628万人に、80年には2,137万人、90年に1,388万人、2000年1,047万人、2010年には650万人となり55年に総人口の40.7%を占めていた農家人口は半世紀の間にわずか5.1%と、55年の8分の1になっている。

農家数は1960年605万7千戸あったが2010年には250万戸と1960年の4割まで減少している。農業就業人口も1960年には1,454万人を数えるが2010年には260万人と60年に比べると2割以下になっている。

経営耕地面積は1960年607万haと600万haを越えていたが、その後減少続きで2010年には460万haまで25%の減少を示している。

農家1戸あたりの経営耕地面積は1960年0.88haであったが、2010年2.2haと2.5倍に拡大している。これは専業農家が耕作を断念した農家から借地して経営耕地を拡大したためである。（ただし北海道を除く都府県に限れば1.1ha程度である）。アメリカ178ha、オーストラリア3,408ha、イギリス55ha、フランス45haなど⁴⁾に比べると比較にならぬ狭小さである。

それゆえ農家所得を見ると、日本の農家は9割が農外所得からなっている。高度経済成長によって都市的生活様式が農村に浸透し、都市化した農村生活を支えたのが農外所得である。

明治以来、過小農社会といわれた日本の農村は高度経済成長に直面する中で、半世紀の間に音を立てて崩壊し、今日の農山村には人口減少による「人の空洞化」が生じ、農業の担い手がいなくなって、耕作放棄地や農地の潰廃が生じて「土地の空洞化」が生まれ、それにとまって集落機能の後退が生じて「むらの空洞化」が生まれている。

高度経済成長に伴う都市化の進展の中で、そこに住む地域住民の中に、大都市、中小都市、農山村という

地域間格差が地域の序列を伴う価値観の画一化を生み出していった。一部の農山村住民の中にはそこに住み続ける意味を見出せない「誇りの空洞化」が生まれたといわれる。⁵⁾

高度経済成長が始まった1960年から2012年までに日本の国内総生産（GDP）は約30倍になった。⁶⁾ この日本の経済の豊かさの拡大の中で狭小な耕地面積と労働生産性の低い農業を産業とする農村は衰退と崩壊の一途をたどった。とりわけ中山間地域といわれる農村地域は今日耕作放棄地や限界集落⁷⁾という言葉が使われる日本の地域の中では見捨てられた存在になっている。

しかし最近は大都市の人口過密がもたらす都市病理など、都市住民に大都市の生活が必ずしも好ましいものではないという気分が一般化しつつあることもあって、田舎暮らしにだんだん人気が出始めている。さらに最近では食の安全を求める都市消費者にとって農村は安全な食の提供場所としても注目されている。

しかし、前述した人口減少の中で消滅する自治体が約半数を占めるという警鐘は、その多くが農村地域に該当すると思われる。

このような対象になるのも、農村地域の住民が日本の豊かさの拡大、高度経済成長を通して、農村、とりわけ農山村は住むに値しない地域という価値観を形成してしまったことではなかろうか。

農山村はもともと都会には存在しない「豊かな自然」や「豊かな人間関係」が存在するところだった。

そこで、本稿では農業、農村の持つ今日的価値を明らかにしつつ、その価値実現の方策として農営文化都市を提案する。農営文化都市とは「農業を企業的に経営する文化都市」の意である。

農営文化都市は消滅の危機を迎えている中山間地域をよみがえらす強固な可能性を持つ地域づくりになると思っている。

2、Well-Beingと農村・都市

「誇りの空洞化」を生むに至った農村は本当に住みづらいところなのだろうか。住むに値しないところなのだろうか。Well-Being（ウエル・ビーイング）という考え方にもとづいて、農村と都市のいずれが人間の住む環境としてより適しているかを見てみよう。

ウエル・ビーイングとは「豊かな生活」のことであるが、それは富によるものではなく、生きていくうえで必要な基本的ニーズが満たされ、自由、健康、安全、そして充実した社会関係のある生活である。

ウエル・ビーイングな社会とは「人と自然とのこまやかな交流を保障する社会」で、より具体的には①生存のための基本的条件（食料・住居・安定した生活手段などを含む）、②良好な健康（個人の健康と自然環境

の健全性を含む）、③良好な社会関係（実感できる社会的結束と実感できる助け合いの社会的ネットワークを含む）、④安全（身体的な安全と個人的所有物の安全を含む）、⑤自由（潜在的能力を実現する機会の保証を含む）である。⁸⁾

つまり、日常の活動がゆったりと展開され、ストレスが少ない、基本的に質の高い生活を意味する。

では農村の生活とはどのような生活なのであろう。また都市の生活とはどのような生活なのであろう。

農村は自然条件、社会条件によってそれぞれの生業と日常生活を組み立ててきた。生産組織、生活組織、衣食住、人生儀礼、年中行事、信仰、芸能、口承文藝など、そのむらの総体がそのむらの固有の文化として形成されてきたのである。

農村にはその地方、地域固有の豊かな文化や歴史、自然が存在したのである。その中で人々は互いにつながっているという感覚で生きてきた。

しかし、市場関係の浸透は暗黙のルールを動揺させる。市場化は取引、行動の自由化であり、周囲との調和を考へることなく、自由に個性的な行動を取ることが考えられる。

市場経済や資本制は共同体間の差異をなくして、均質的な社会空間へと解消していく強力な一般化の性能を持っている。

都市は農村の持つ固有の共同体を破壊し、それまでの土地に存在してきた地域的な共同社会の延長線上に作られるのではなく、そうした地域的な社会と共にあった社会の地形を解体し、土地や空間を均質化していくように作られていく。

都市の空間を作り出す建物は、一般に同じような寸法関係でできているので、生産するにしても使用するにしてもきわめて合理的である。それは同一の様式を持つ建物を世界中のどこでも大量生産的に作っていくことが出来るということであり、都市の内部空間が均質的になるという意味で、都市空間を均質化していく。

20世紀の工業文明を成立させた原理は大量生産、大量流通、大量消費、大量廃棄である。それは工場で生産される方式、工業製品によって支えられる。工業製品は宿命的に“画一化”にならざるをえない。建物における個性や個性、あるいは都市における地域性を基本的に消失させる方向性は当初から内包されていたのである。

効率性を追求して人口システムを完璧にしてしまった現代都市はある地区をできるだけ均質な土地利用にしようとする。

それは都市、道路、港湾、学校、公園、河川、建物から緑地樹林の種類にいたるまで統一すること、同じものを使い同じ都市構造に作ることにまで及んでしまった。

都市化は集住化、集住のためには機械化、高度化、高速化、そして人工化、無機化が進められざるを得ない。

都市は生物的自然が失われ、都市景観は人工的で画一化する。都市民は高い文明の恩恵は受けているものの、テクノストレス等、様々な都市病理に悩まされることになる。都市の無機化と過密化がその原因である。

これに対して農村はどうであろう。鉄とコンクリートで塗り固められた都市に対し、緑に恵まれた農村。「緑」の根底には「生命性」や「生物性」、「自然性」があること、そして人間との関係における「情緒性」、「依拠性」、「原風景性」などがある。⁹⁾

さらに農山村は生命循環の要である。鉄とコンクリートで固められた大都市には循環の機能がな。環境共生都市とは水、大気、動植物が循環できる都市のことである。都市は環境と共生できない。循環の機能を発揮できるのは農村地域である。

農村地域は地球上の生命体が生存していくためには不可欠の地域であり、自然界の安定性を支える地域である。

さらに農村地域は国土保全の上からも重要な役割を果たしている。「農と林」の多面的機能については「食料・農業・農村基本法」(1999年)に定めるところであるが、それは①一定の国内自給を含む国民食料の量的、質的安定供給という食料保障機能、②土砂崩壊、土壌消失、洪水防止など国土保全機能、③水資源の涵養、大気浄化、温暖化規制などの環境保全機能、④安らぎ空間となる景観形成機能、⑤生物多様性の保全機能、⑥社会的、文化的価値の継承機能などである。

これは三菱総合研究所が「農と林」の多面的機能を貨幣価値で評価したものであるが、洪水防止、資源涵養、土壌浸食、土砂崩壊防止、二酸化炭素吸収、水質浄化など、その機能に対する貨幣的価値を換算すると一年に74兆円¹⁰⁾にのぼるといった試算を試みている。

一つの試算に過ぎないが崩壊してゆく農山村が如何に大きな価値を持つ存在であるかを示している。

いずれにしても水土の知が生かされ、循環が円滑に行われる農山村は食料を含む多様な農林産物が生産され、人間が自然と向き合う場で、地域の地形、気候などを生かし、個性ある地域社会や伝統文化を育ててきた。

利便性には満ちているものの無機質で画一的な要素を有する都市空間とは異なった魅力を持っている。

人間にとってほんとうに必要な環境は花や緑はもとより、水も土も鳥や虫や魚も共生できる地域である。農村はまさにそのような地域であるといえよう。

環境省では「アメニティ」に「快適環境」の語を当てている。しかもその快適性の要因として、①緑の豊かさ、②空気のさわやかさ、③自然環境の身近さ、④

静けさ、⑤町並み、⑥文化的雰囲気、⑦きれいな水環境、⑧道路、空気の清潔さをあげている。¹¹⁾

まさにこのような条件により当てはまるのは都市ではなくて農村である。

都市生活も高い生活水準、道路、下水道、福祉、厚生・医療機関など充実した社会資本、便利な生活。また都会は人々が何を求めているかに非常に敏感であり、彼らの欲望を満たす様々な機会を提供してくれる。刺激に乏しい農村よりもはるかに魅力にあふれているともいえよう。

しかし生活の本当の快適性は、騒音や大気汚染、都市気候による夏の暑さ、生活テンポの速さや複雑な人間関係など、過密とストレスまみれの都市ではなく、生命感にあふれる緑の空間で、人のぬくもりとゆったりとしたときの流れの中で暮せる農村であろう。

つまり、ウエル・ビーイングにより近いのは農村での生活である。日常の生活がゆったりと展開され、ストレスが少ない。より高い生活の質を享受できるのは農村である。

3、農業の二つの道

今日の農業の取り組みには大きく二つの流れが見られる。一つは農業の経済面での取り組み、もう一つは農業の環境面での取り組みである。それぞれについて経済政策と環境政策に分けて見ていこう。

(1) 経済政策

ここでは戦後農政が経済面でどのように変わっていったかを見てみよう。

戦後農政は農地改革から始まる。農地改革はGHQ(連合国軍最高司令官総司令部)の手によって行われた日本農村の民主化政策で、地主・小作制度の廃止である。1947年3月から3年間行われ、約5割存在した小作地は改革後1割にまで減少している。ただ農地の所有権のみを移転したため戦前の零細な農業経営がそのまま温存された。

52年に農地法が成立する。これは再び小作地に転換するのを防ぐ、自作農体制を将来にわたって維持するために設けられた。

61年には農業基本法が制定される。これは高度経済成長下において生じた農工商格差を是正することを目的に、農業者と他産業者の所得、生活水準の均衡を図ろうとした。政策の中心は構造政策で農業構造改善事業が全国にわたって広く実践された。

62年には最初の農地法改正が行われ、農業生産法人の制度が認められる。会社法人として有限会社(現在は廃止)、合資会社、合名会社が、農協法で農事組合法人が認められた。

GATT(関税と貿易に関する一般協定)体制の下、

輸入自由化が進み、63年には農産物の92%が自由化された。

一方、米は67年、68年と1,445万トンの豊作を記録し、70年から米の生産調整政策が発足し、今日まで続けられている。

80年には農用地利用促進法が制定され、農地の賃貸借が市町村の関与のもとで行われるようになった。

86年4月、前川（当時日銀総裁）レポートが発表され、日米貿易摩擦を解消するため、市場開放と農産物輸入拡大を国際公約した。

86年11月には農政審議会が「21世紀に向けての農政の基本方向」を発表。国際化に対応して産業として自立しうる農業の確立を提言した。

86年にはガットのウルグアイ・ラウンドも開かれ、交渉は93年まで続き、農産物について工業製品同様に自由化することが合意された。このとき日本には米の輸入関税率778%の代わりに、毎年77万トンの米輸入が義務付けられた。

92年、農水省は「新しい食料・農業・農村政策の方向」（新政策）を打ち出す。新政策は非効率な農業の零細経営からの脱却、そのための構造改革、価格政策での市場原理の導入を提言した。

新政策はほぼ10年後を目標に創出されるべき「効率的・安定的経営体像」を提出し、「効率的・安定的経営体」として10～20ha規模の個別経営体15万、1ないし数集落単位の組織経営体2万を打ち出した。

95年ガットが発展的に解消し、WTO（世界貿易機関）が生まれた。WTO設立によって、農業を含む広範な分野にわたり、加盟国の国際的取引を自由化原則に基づいて規律する、強力な世界システムが構築された。

日本もWTOに加盟し、農産物貿易ばかりでなく、農業政策や農業それ自体についても、市場原理主義、貿易における「比較優位論」のWTO農業協定ルールの枠組みに組み込まれた。

WTO農業協定は貿易を歪曲する輸出補助金や国内農業の助成についても一定の基準の下に削減することを求めた。

61年成立の農業基本法は価格支持政策や輸入制限の保護農政だったので廃棄される。

99年「食料・農業・農村基本法」が制定される。新基本法は農家所得の確保といった経済的次元のものだけでなく、農業、農村のあり方が国民の生活の安全、安心に関わっていることを重視している。

新基本法では食料の安定供給の確保、農業の多面的機能の発揮、農業の持続的発展、農村の振興という4つの理念が明確にされている。

2000年には新基本法検討の過程で提起された「中山間地域に対する直接支払い制度」が導入された。支払いは集落を対象に協定を結んで交付する。

2000年12月に農地法が改正され、農業生産法人の一形態として株式会社の農業への参入が認められた。

09年6月には農地の貸借を原則自由とする改正農地法が成立した。農地の所有と利用の分離を明確にし、企業の農業への参入が自由となった。貸借期間も現行の20年から50年以内に延長された。ただし企業が農地を借りる場合は役員の1人以上が農業に従事すること、出資上限が50%未満であることなどの制限が設けられた。

09年に民主党政権になり、民主党は10年度から農家の個別所得補償制度を開始した。米の販売価格と生産経費の差額を国が穴埋めする制度で、米は10aあたり15,000円、麦・大豆35,000円、米粉・飼料米80,000円、蕎麦・加工米20,000円、雑穀10,000円が助成される。価格が大きく下がれば追加の補填がある。ただし生産調整（減反）に参加することが支払条件である。

現在、農政の焦点になっているのがTPP（環太平洋経済連携協定）への参加をめぐる議論である。

12年末に成立した自民党第二次安倍政権はTPP参加交渉を視野に農業経営の大規模化を目指そうとしている。民主党の個別所得補償制度は経営所得安定対策と名を変え支給額を減額する。生産調整（減反）は18年度に廃止し、農地集約へ農地中間管理機構を設け、農業委員会を改革、さらに農協改革に着手している。TPPは農業分野も含め、例外品目の無い関税撤廃や投資の自由化などを進める経済連携協定（EPA）の太平洋地区版。

すでに述べたようにWTOは農業の補助にいっさい否定的だ。各国に関税から生産まで国の補助を認めない方針だ。

農業は自然の規定力の強い生産活動なので本来資本主義的生産には向かない。日本の農業生産所得の半分は補助金が占めている。補助金は日本だけでなくEUでも7割、アメリカでも3割程度を占めている。¹²⁾

しかし、農業も工業製品同様の自由競争がやがて来ることを認識すべきではなからうか。

(2) 環境政策

農政の経済政策は一国の問題であるが、環境問題はいまや一国の問題としてはすまされない。地球温暖化は21世紀の人類にとって、深刻な影響をもたらそうとしている。

国連の「気候変動に関する政府間パネル」（IPCC）によると、今後平均的な経済活動を続けたとして2100年には地球の平均気温が2.6～4.8度上昇し、海面の水位は63cm上昇するという。¹³⁾ 気温が1度上昇すれば地球上で数億人が水不足に悩まされ、洪水と嵐による被害は増加し、熱波、洪水、旱魃による罹病率や死亡率が増加するという。

日本でも気温が3度上昇したら、米は北海道で増え

るものの、東北以南では15%減少し、りんごは北海道が適地となり、みかんは南東北沿岸部が適地になるという。¹⁴⁾九州では現在でも高温が原因と見られる米の不作が続いていて、主力の「ヒノヒカリ」は高温になると米粒が白くなる障害が起きるので、新しく「にこまる」が開発されている。

農業は環境の被害者でもあり、加害者ともなる。化石燃料を燃やして大量生産に取り組む工業生産がもたらす、気候温暖化、大気汚染、水質汚濁などの環境汚染を被りながら、自らも農薬、化学肥料による水質、土壌、作物、人体などを汚染している。

しかし、農業は全産業の中で最も環境にやさしい産業である。自然の力をバランスよく引き出し、自然の循環機能を最大限発揮させる。自然と共生する持続可能な社会を維持するために不可欠な産業である。

そこで地球環境問題がいつごろから国際的に取り上げられるようになったのか。その中で農業はどのように取り扱われてきたかをつぎに見ていこう。

地球規模で環境問題が取り上げられたのは1972年、スウェーデンのストックホルムで開催された国連人間環境会議である。環境問題を人類共通の課題として検討した世界最初のハイレベル会議である。

1982年国連環境計画管理理事会特別会合がケニアのナイロビで開かれ、地球公共財としての環境の保全を前提とした「持続可能な発展」の概念を初めて明確にした。

1992年6月、ブラジルのリオデジャネイロで「国連環境開発会議」（地球サミット）が開催された。180カ国、その中に100カ国あまりの首脳・元首が出席して行われた。21世紀に向けての持続可能な開発を実現する行動計画「アジェンダ21」、「気候変動枠組み条約」、「生物多様性条約」、などとして実った。

農業関係では「アジェンダ21」に持続可能な農業と村落開発が取り入れられた。

戦後の先進諸国の農業は、生産の効率化、集約化を過度に追い求めたがゆえに、農薬や化学肥料などの化学物質および化石エネルギーを大量に使用することとなり、その結果、農業活動自体が環境を汚染、破壊し、生物種の減少や絶滅、人間の生命と健康への危害を引き起こすこととなった。

このことにいち早く対応したのがEU諸国である。

1972年EC（現EU）第一次環境行動計画から農業環境政策が始まる。1985年、生産抑制と環境保護を合体させた農業への助成唱える。1987年から環境支払い制度が実施されている。1997年、「アジェンダ2000」で農業環境政策、農村開発政策の具体化の提案がなされている。

では、日本はどのように取り組んだのであろうか。

1992年の国連環境開発会議をきっかけに、日本は農業環境政策への広範な取り組みを開始する。

92年「新しい食料・農業・農村政策の方向」（新政策）は一方で市場原理主義の効率農業の徹底化をめざすと同時に、他方では生産抑制的な環境保全型農業への転換と、条件不利地域の中山間地域の多面的機能維持への公的関与を示した。

92年には農水省に「環境保全型農業対策室」を設置し、農業と環境の統合政策の必要性を組織上明らかにする。

93年度農業白書は農業と環境を統合した農業環境政策の必要性を初めて明らかにした。農業、農村を食料生産と多面的機能の双方から公共財として評価した。

ところで、市場原理主義の完全競争を標榜するWTOは環境問題にどのように対応したのであろうか。

市場の原理あるいは公正な競争を基本原則としながらも、農業の持続的発展のためには、市場の大幅な変動に対する経営安定対策、自然災害や不測の事態への対策、環境保全の対策、条件不利な地域対策、公共的サービスなどが必要不可欠であり、そのための対策は「緑の政策」として位置づけられ、国内支援の削減対象外とされた。つまり国土保全や環境保護のためには農業への助成、補助を認めた。

99年「食料・農業・農村基本法」が成立する。ここで農業、農村の営みと環境政策とを統合しようとする「農業環境政策」への認識が法規定により明確化された。

農業、農村の多面的機能を公共財として評価し、農業はこれを生産する「公共財生産業」であり、農村はその場所であるとした。¹⁵⁾

持続型農業促進法は「食料・農業・農村基本法」の実定法として施行された。環境保全型農業は「持続型農業」の一部分を構成すると解されている。

2000年度、わが国における本格的な条件不利農用地対策として位置づけられる「中山間地域等直接支払い制度」が導入された。

これはWTOルール上助成の削減対象外とされる「緑の政策」の一環に当たる。集落協定や5年以上農業を続けることが条件とされる。

2006年には「有機農業促進法」が制定された。有機農業とは①科学的に合成された肥料・農薬を使わない、②遺伝子組み換え技術を利用しない、ことを基本的に、環境への負荷を減らす生産方法で行われる農業である。

2010年度からは米の戸別所得補償制度が始まった。全戸を対象とした戸別補償は農村の環境を守る「緑の政策」の一環である。

いまや農村は世界的に環境の番人として位置づけられている。日本の中山間地域等直接支払い制度や農家の戸別所得補償制度（現経営所得安定政策）は環境の番人に対する小遣いのようなものである。

農業、農村は経済的には完全競争の世界として、環境的には環境の番人というのが、これからの世界の中での位置である。

4、企業的環境農業

前節で今日における農業の二つの流れを見てきた。ここではその二つの流れを踏まえた農業のあり方を考えてみよう。それが企業的環境農業である。

企業的環境農業について、経営規模、経営組織、経営戦略、生産物の安全性、農法、地域魅力の創造の各項目について見ていくことにしよう。

まず経営面積である。一戸当たり経営耕地面積の平均は2010年2.2ha、都府県のみでは1haそこそこである。日本農業の生産性の低さはこの土地の規模の狭小にある。

生産費を米についてみると、米の生産費(60kg当たり)は0.5ha未満では2万円を越えるが、3~5haでは12,000円となり、10~15haでは11,000円を割る。大規模農家は小規模農家の2倍の生産効率を上げていることがわかる。(2001年)¹⁶⁾

そこで必要になるのが集团的土地利用である。零細分散錯圃性を克服し、機械化による「規模の経済」の実現である。すでに見た農水省の「効率的・安定的経営体」10~20haを上回る面的に連続する土地集積が望まれる。

つぎに経営組織について見てみよう。

成長する農業経営は経営形態の選択において法人化が志向されている。法人化は家族経営の家計と経営を分離する。家から経営体になることである。

日本農業法人協会が2000年に実施した「農業法人実態調査結果」¹⁷⁾によると、経営形態の内訳は数戸の共同経営38%、一戸一人法人58%、集落単位の法人が4%となっている。

法人化の目的については、社会的信用の向上58.9%、雇用・人材確保47.6%、資金の借り入れ39.7%、税務対策39.7%、販路の開拓28.9%、地域の農地の維持26.1%、となっている。法人化後のメリットは、家計と経営の分離49.3%、法人格としての信用力の向上42.2%、社会保険制度への加入34.0%、労働力確保が容易31.7%、制度資金融資枠の拡大24.4%となっている。

作物別に見た経営の売上高の最も多いのは、畜産5億6千万円、加工・観光・飲食1億9千万円、花卉1億4千万円、野菜1億2千万円、果樹1億円、稲作7,000万円である。多角化タイプ別の売上高は、「生産のみ」2億6千万円、「生産+販売」2億4千万円、「生産+販売+加工」6億3千万円、「生産+販売+加工+観光」は2億5千万円である。

農業を産業として経営の対象として取り組もうと思えば、農業生産法人に組織化するのが最も望ましい。

農業生産法人は2010年11,829を数える。¹⁸⁾

つぎに経営戦略である。

農業を「米や野菜作り」の仕事といった感覚から、消費者に対する「食の提供」の仕事と考えるべきである。農業が儲かるビジネスにならないという課題の陰には、マーケット視点の欠陥がある。

市場から逆算して売れるものを作り出す「マーケット・インの視点」が必要である。販売やマーケティングの基本はヒトとしての顧客、消費者とよく知り合い、付き合い、交流することによって、消費者が潜在意識や深層心理も含めて、本当に何を欲しがっているか、何をすれば消費者は喜び満足するか、という知識を吸収することが必要である。

ではどんなものを作れば儲かるのであろうか。

野菜と畜産物が今日の農業でもっとも活気のある分野といわれている。穀物、豆類、いも類の生産の減少と野菜、果実、畜産物の伸びというコントラストが明瞭である。

09年の農業総生産額を見ると、米1兆8千億円22%、畜産2兆5千億円31%、野菜2兆円25%、果実7千億円8%、その他1兆1千億円14%である。¹⁹⁾

農業生産法人が企業経営を成功させる道は食品関連企業との提携である。

農業と食品関連企業との関係は異なる経営資源をそれぞれ保有し、特に食品関連企業が知識、技術、人材、資本を農業サイドに移転させることによって、農業サイドの競争力が向上することになる。加工事業では農業サイドに技術やノウハウが無い場合が多く、食品関連産業からの移転を行うとともに、さらに食品関連企業の持っている販売チャンネルを活用するケースが多い。

食品関連企業側の経営資源、技術移転が生産者側に続けば、やがて生産者側でも自立化を模索するようになる。つまり多角化経営である。

「生産のみ」から「生産+販売」、「生産+販売+加工」、「生産+販売+加工+観光」の、いわゆる6次産業化である。²⁰⁾

農業ファンドも最近かなり充実してきている。農水省は官民共同の投資ファンド「農林漁業成長産業化支援機構」を民間の金融機関の出資によって立ち上げた。

経営戦略のつぎは商品の品質である。せっかく作った農産物も安全でなければならない。

日本の消費者は食の安全、安心に対する意識が非常に高い。「国産品が輸入野菜より2~5割高くても国産品を買う」が35.3%、「国産品しか購入しない」が24.5%を占めている。²¹⁾

そこで安全、安心の農作物を作らなければならない。それにはGAPという国際食品安全規格(本部ドイツ)を用いることである。GAP(Good Agricultural Practice)とは農業生産工程管理のことで、農業生産

活動を行う上で、必要な関係法令等の内容に則して定められる点検項目に沿って、農業生産活動の各工程の正確な実施、記録、点検および評価を行うことによる、持続的な改善活動のことである。

点検項目の一例として農作物基本モジュール(基準)はトレーサビリティ(作物履歴)、種苗、圃場管理、土壌管理、肥料の使用、灌漑/培養液の灌水、総合的病害管理、作物保護製品などを挙げている。²²⁾

これを取り入れれば、結果として、食の安全性の向上、環境の保全、労働安全の確保、競争力の確保、品質の向上、農業経営の改善や効率化に資するとともに、消費者や実需者(スーパーなど量販店、飲食店など)の信頼の確保が得られる。

次に農法である。作るものが安全であるのは当然のことであるが、その安全なものの作り方も重要である。

農法とは自然と社会の接点に安定して形成される、その地域、その時代における農の営みの総合的な技術体系のことである。ある地域に持続性のある農業が安定して形成されるには、それに対応する技術の体系、すなわち農法の形成が不可欠である。

効率化を追求する近代農業技術は農法解体を促すものとして展開してきた。農業と自然との関係を農業発展の制約条件、阻害条件と捉え、自然制約から農業を解き放ち、農業を工業と同じように、人為だけの生産力として展開させようと考えてきた。

農業が自然と調和したなかに展開するという認識は、農業と地域自然との間に循環的關係が形成されるのが望ましい。

有機農業は1970年代の初頭に、公害の原因ともなっている近代農業を根底から批判し、新しい食と農の仕組みを作り出していき、社会運動として創始された。有機農業は日本有機農業研究会によると、「生産から消費までの過程を通じて、化学肥料、農薬などの合成化学物質や生物薬剤、放射性物質、遺伝子組み換え種子および生産物をまったく使用せず、その地域の資源をできるだけ活用し、自然が本来有する生産力を尊重した方法で生産されたもの」²³⁾と定義している。ここにあるのはまさに純粋な自然循環型の農業である。

しかしわが国のように、もともと土壌中の養分が少なく、高温多湿のために病害虫が発生しやすい気象環境下では、一般に普及するのは困難な農業と考えられている。

そこで環境を破壊しない程度に自然循環を保ちながら取り組む農法として考えられたのが環境保全型農業である。

農水省は環境保全型農業を「農薬や肥料の適正な使用や稲わらや家畜排泄物などの有機物の有効利用による土作りなどによって、農業の自然循環機能の維持増進を図ろうとする農業方式」²⁴⁾と定義している。

環境保全型農業は農薬や化学肥料の使用を排除していない。一方、有機農業は農薬や化学肥料をまったく使用しないことが条件となっている。

取り組むべき農業は環境保全型農業である。

1999年持続型農業促進法が施行されたが、この法律は環境保全型農業を推進するためのものである。

簡単に持続農業法を紹介すると、①土作りに関する技術では、調査した土壌特性結果にもとづき、堆肥、厩肥などの有機質資材を施用する技術、②化学肥料低減技術では、化学肥料が作物に利用されやすいように、根圏域に集中して肥料を投与する技術、③化学農薬低減技術では、機械除草技術として、畝間、株間で発生する雑草を物理的に除去する技術など、3つの分野で12の技術が取り上げられている。²⁵⁾

さて最後に、地域魅力の創造について触れておこう。「生産+販売+加工」に「+観光」を加えてどう地域魅力を創造するかである。

グリーン・ツーリズムは「農村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動」とされている。その活動内容は農業体験、農産物の加工、直売や農家レストラン、農家民宿などがおもに取り組みされている。

グリーン・ツーリズムは、いわゆる物見遊山的な観光旅行や豪華なリゾート(保養地・行楽地)での滞在ではなく、たとえ短期間ではあっても農村に滞在し、そこに住む人々とのふれあいを大切に余暇活動である。グリーン・ツーリズムはその土地固有の地域資源を活用して、その土地の個性を演出することが大事である。

農産物直売所、観光農園、農家レストラン、農家民宿など、それぞれ自身自身の経営も大事であるが、それらで地域の魅力を創造することである。

口込みは最大の宣伝効果という。多角経営の「生産のみ」、「生産+販売」、「生産+販売+加工」の宣伝効果を演出するのが「+観光」である。

「ゆったりとゆたかな自然をのんびり堪能する滞在観光」である。「+観光」は口込みの宣伝効果の演出として考えていくべきである。

「生産+販売+加工+観光」がうまく噛み合えば、地域そのものがブランドになっているだろう。

5、農営文化都市形成の提案

農業国フランスに「将来性のない地域は存在しない。その地域は計画性が無いだけである」という言葉がある。

そこで必要なのが「計画」である。私はこの計画として「農営文化都市の形成」を提案する。

中核市(人口30万人以上)以下の市町村にあっては、製造業を中心とした産業力の向上も、雇用創出もあり

えないのが現状、といわれる今日、中山間地域が頼るとすればやはり農業しかない。いまさら“シャープの亀山工場”というわけにはいかない。²⁶⁾

そこで中から作り上げる。内発的発展である。²⁷⁾

農営文化都市の具体的な中味として私は企業的環境農業を考えている。

アメニティ（快適性）は農村にこそあてはまる言葉である。緑の豊かさ、空気のさわやかさ、自然環境の身近さ、静けさ、どれも農村環境にあてはまる言葉である。また、ウエル・ビーイング、人と自然とのこまやかな交流を保証する社会も、都市より農村の方が恵まれている。

このように見てくると農村社会を衰退させるなど、宝の山を水に流すようなものである。しかも、農業、農村は地球の環境を守り、国土保全に貢献する多大な価値を持っている。

そこで企業的環境農業について今一度整理しよう。

企業的という意味で、まず規模の拡大を提案した。家と経営を分離し、企業感覚で経営に取り組むために、組織の法人化を提案した。

マネジメントとして、食品メーカーや量販店との提携を提案した。当初はメーカー、量販店との契約栽培からスタートしても、やがて独自に「生産+販売+加工+観光」への多角的経営で雇用の場の確保と売上高の向上を提案した。

次に提案したのが商品の品質と農法である。国際食品安全基準のGAPと日本の持続的農業促進法である。

農産物は市場の産物である。しかし市場原理そのものの活動は生態系や地質に悪影響をもたらすことは近代農法が示してきたところである。農業も経営である以上、営利にこだわるのはやむ負えない。しかしこれからの経営活動は農業に限らず、社会的公共性が求められる。

そこで、農業の地域的コントロールを機能させるために農業公社を設け、農業公社が農業の企業経営を援助し、社会的責任を見守る役割を果たすことが必要であろう。

農業公社は農業生産法人参加の社団法人²⁸⁾として設立するのがよいのではなかろうか。

図5-1は農業公社と農業の関係を示したものである。農業公社の普通の仕事は、農地貸借の斡旋、農作業受委託斡旋、調査、試験、担い手育成、都市との交流などである。

図5-1では農家の生産者を経営体に組織化する。それが農事組合法人などである。ここは生産者が「生産のみ」または「生産+販売」のレベルで農業に取り組む段階である。

農業公社はこれら法人生産者が食品メーカーや量販店、レストラン、あるいは消費者と提携・契約生産できるように、仲介、開拓に取り組む。法人が農産物の

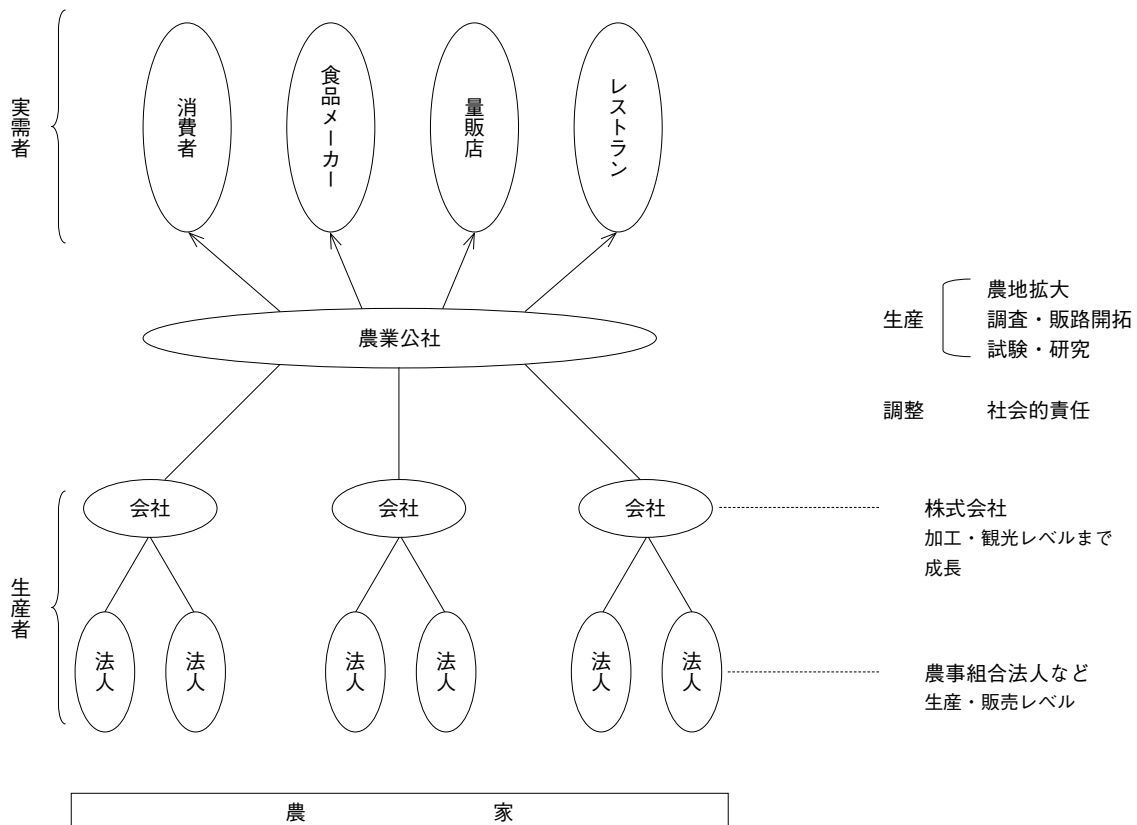


図5-1 農業運営の図式

「生産+販売」のレベルから「加工」のレベルをめざすようになれば、試験・研究などの援助を加える。調査は消費者の需要の開拓、試験は農産物の安全・生育、研究はマネジメントのあり方などが対象となる。

要するに、生産者と実需者（農産物を買ってくれる相手、量販店や消費者など）との間を取り持つ役割と生産者の社会に対する責任を監督するのが農業公社である。

生産者サイドが「生産のみ」、あるいは「生産+販売」のレベルで留まって、「加工」のレベルまで成長しなくても当然よい。「生産のみ」あるいは「生産+販売」のレベルで農業公社を介して実需者と向き合えばよいのである。

さらに、農業の生産活動のみではなく、生産物の買い手である消費者との交流が、販売活動の面で大きな意味を持つ。生産者の消費者への信頼を得る、グリーン・ツーリズムをどう演出するかである。

農業が地域経済を牽引する強い産業となりうることはオランダやデンマークなど欧州の成熟小国が教えてくれている。

法人組織、安全・安心のためのGAP、循環農法の持続的農業促進法など、グローバル・スタンダードの農業を営むことだ。それが文化である。文化とはその地域でどういう様式で生活しているかということである。農業におけるグローバル・スタンダード、これほど立派な文化はない。

2012年6月、ブラジルのリオデジャネイロで「リオ+20」が開かれた。1992年にリオデジャネイロで開かれた国連環境開発会議から20年を経て世界の環境と開発について話し合う十年に一度の会議である。「リオ+20」のテーマはグリーン経済、20年前と同じ「持続可能な開発」である。

持続可能な社会を支えているのはわれわれであるという「誇り」を持って企業的環境農業に取り組んでいこう。これこそ中山間地域の消滅を防ぐ「神の手」である。

〔注および参考文献〕

1. 朝日新聞社 2014年5月9日 朝刊
2. 農村地域類型区分によると都市的地域、平地農業地域、中間農業地域、山間農業地域の4類型に分かれる。そのうち中間農業地域と山間農業地域を中山間地域と呼んでいる。中山間地域は耕地面積、戸数で農村の4割を占める。
3. 以下の統計数字は農林水産省編『平成23年版 食料・農業・農村白書 参考統計表』農林統計協会 平成23年8月による。
4. 朝日新聞 2009年2月26日 朝刊
5. 大森弥・小田切徳美他『まちづくり読本』ぎょうせい 平成16年3月 313 p
6. 内閣府、1998年度と2012年度の国民経済確報から計算
7. 耕作放棄地は滋賀県の面積に匹敵する39万ha、限界集落と

は65歳以上の高齢者が50%以上を占める集落で全国で約7,900集落ある。

8. ワールドウオッチ研究所編『地球白書2004-5』家の光協会 2004年5月 292 p
9. 進士五十八『アメニティ・デザイン』学芸出版社 1992年6月 20 p
10. 進士五十八『「農」の時代』学芸出版社 2003年2月 208 p
11. 進士五十八『アメニティ・デザイン』40 p
12. 朝日新聞 2010年9月5日 朝刊
13. 朝日新聞 2014年3月17日 夕刊
14. 日本経済新聞 2007年7月16日 朝刊
15. 原 剛『環境が農を変えろ』早稲田大学出版部 2007年3月 8 p
16. 八木宏典『現代日本の農業ビジネス』農林統計協会 平成16年8月 186 p
17. 日本農業法人協会『21世紀農業法人のすがた、カタチを探る』2001年3月
18. 前掲『食料・農業・農村白書』80 p
19. 前掲『食料・農業・農村白書』61 p
20. 6次産業化とは農畜産物の生産（一次）に加え、食品加工（二次）、流通・販売（三次）などに取り組むこと。
21. 日本経済新聞 2010年5月8日 朝刊
22. 全国中小企業団体中央会「農業分野の生産性向上のためのIT・IEプロジェクト・マネジメント研修」2011年6月
23. 石井龍一編『環境保全型農業事典』丸善株式会社 平成17年2月 249 p
24. 石井『前掲書』249 p
25. 石井『前掲書』18 p
26. 三重県が2002年に企業誘致政策として誘致。亀山ブランドとして有名になった。
27. 地域開発が大企業や政府の事業としてではなく、地元の技術・産業・文化を土台にして、地域内の市場を主な対象として地域の住民が学習し計画し経営するもの。（宮本憲一）
28. 農業公社には財団法人、社団法人、株式会社などがあるが、農業公社に農業法人の社会的責任を見守る役割を期待するとしたら社団法人が適当だろう。

〔参考文献〕

1. 若林幹夫『都市への/からの視線』青弓社 2003年10月
2. 齊藤 修『農商工連携の戦略』農山漁村文化協会 2011年3月
3. 日本村落研究会編『むらの社会を研究する』農山漁村文化協会 2007年3月
4. 日本村落研究会編『むらの資源を研究する』農山漁村文化協会 2007年3月
5. 小泉 健編『グリーン・イノベーション』農林統計協会 2010年3月
6. 岩田 紀『都会人の心理』ナカニシヤ出版 1987年6月
7. 暉峻衆三編『日本農業の150年』有斐閣 2003年12月
8. 矢口芳生編『中山間地域の共生農業システム』農林統計協会 平成18年11月
9. 中島・金子・西村編『有機農業の技術と考え方』コモンズ 2010年7月
10. 岡田知弘『地域づくりの経済学入門』自治体研究社 2005年8月
11. 高知工科大学起業家コース『農業ビジネス学校』丸善 2009年11月

12. 佐藤・篠原・山崎編『グリーンライフ入門』農山漁村文化協会 2005年5月
13. 宮本・横田・中村編『地域経済学』有斐閣 1990年2月

(本稿は拙著報告書『宍粟市のまちづくり 農営文化都市形成の提案―「宍粟市の地域活性化に関する調査」を踏まえて―平成24年10月』を一般論に再整理したものである)

(2014年8月6日受理)